

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		庁舎使用許可
根拠条例・規則名		さいたま市庁舎管理規則
条 項		規則第 7 条
所 管 部 課		区役所 区民生活部 総務課 など
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	さいたま市庁舎管理規則第 7 条に掲げる行為において、 庁舎管理上問題ないと判断した場合。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	チラシ配布・保険勧誘については、毎月 1 日から 10 日 までに受付し、翌月 1 日より許可。その他はその都度事務 処理をし、許可をしているので未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		